

原子力事業における秘密情報管理と内部脅威対策

- 米国の実務例と我が国への示唆 -

背景

平成 17 年、我が国では核物質防護体制の強化を通じた原子力事業分野での対テロ法制の整備がなされたが、その運用は緒についたばかりである。再処理施設の本格稼働や MOX 燃料を利用したプルサーマルの実現を間近に控え、原子力におけるテロ対策の国際協調の重要性を鑑みつつ、これら対テロ法制の運用及び事業者対応のあり方について詳細検討を行う必要がある。

目的

原子力分野の秘密情報管理と内部脅威対策に関して、その取り組みが進んでいる米国原子力事業での先行実施例を調査・分析し、我が国における原子力施設テロ対策の事業者対応とそれに関連する詳細制度設計のあり方についての含意を得る。

主な成果

1. 米国原子力事業における秘密情報管理と内部脅威対策に関わる 5 つの個別プログラム（表参照）を調査・分析し、以下の特色を抽出した。
 - (1) 規制・指針内容の一定範囲内での詳細化と可視化を通じて、事業者が講じるべきプログラムや対応措置の内容が明確にされている。
 - (2) 民間の産業団体（原子力エネルギー協会、以下 NEI）が、指針の策定やデータベースの構築を通じて、事業者の規制への対応を補完・支援している。
 - (3) 情報区分のための明瞭な基準の設定やアクセス権者への信頼性確認・アクセス時チェック等、秘密情報に関する厳格な保護・管理体制が、規制面及び事業者対応面の双方において整備されている。
 - (4) 施設・情報アクセス権者の信頼性確認等において、本人の同意の下に、信用状態や犯罪歴等のセンシティブ・データ（国際的な水準として特別な配慮と取り扱いが必要とされている、特に機微な情報）を含む広範な内容の従業員個人情報が事業者によって取得・利用されている。
2. 米国における先行実施例の分析から、我が国の対応のあり方に関して以下の含意を得た。
 - (1) 事業者に要求される措置の内容を対応容易な形に明瞭化し、また秘密情報の不注意な外部漏出を防止するために、我が国でも規制・指針内容を詳細化・可視化する必要がある。しかし、規制・指針内容の詳細化・可視化の徹底には、外敵等に対して規制回避や対抗手段探索の機会を与える等の可能性もあり、一定の限界がある。したがって、国による規制の限界を補完する仕組みとして、事業者による自主的な

対応とそれを支援する民間レベルでの取組みが、米国と同様に我が国でも重要な意味を持つ。

(2) 我が国原子力事業において、米国と同様にセンシティブ・データを含む従業員個人情報や施設・情報アクセス権者の信頼性確認等に利用する場合には、情報取得に際して、取得される個人情報の項目毎に特定した利用目的の提示と明示的な本人の同意の獲得が必要不可欠となる（個人情報保護法及び JIS Q 15001:2006）。もっとも、取得個人情報項目の詳細提示に関しては、外敵等に対して規制回避や対抗手段探索の機会を与えないようにするために、米国法令において実際に設定・運用されている項目内容等を参考に、慎重に提示項目の選択を行う必要がある。

今後の展開

原子力施設における秘密情報管理及び内部脅威対策のより一層の実効性確保を図るための諸施策とその運用上の課題についてさらに詳細に検討を加える。また、万が一、脅威が現実化した場合における国及び事業者の対応策について検討する。

表 米国商業用原子力発電施設における秘密情報管理及び内部脅威対策プログラム

プログラム名	法令	目的	主な内容
物理的障壁	10 CFR § 73.55 (c)	秘密情報取得・施設破壊等を目的とした外部侵入・内通者への物理的対策	[事業者] ・重要設備設置場所の指定と物理的アクセス制限 ・プラント・セキュリティ・プランの策定 [NEI] ・ガイドライン策定による事業者・発電所間の内容統一性確保と規制適合性の保証
アクセス承認プログラム	10 CFR § 73.56	原子力施設への付き添い無しアクセスが可能な者の選別と信頼性確認	[事業者] ・素性調査。施設内で取り扱われる情報の内容に応じたアクセス資格の設定・付与 [NEI] ・ガイドライン策定による事業者・発電所間の内容統一性確保と規制適合性の保証 ・事業者・発電所間共有データ・ベース・システム「従業員アクセス・データ・システム」(PADS)の構築・提供による従業員個人情報管理の支援
職務適性プログラム	10 CFR § 26	アクセス承認プログラムの下で付き添い無しアクセスが承認された従業員の職務適性を適切に管理・維持	[事業者] ・行動観察プログラム [NEI] ・ガイドライン策定による事業者・発電所間の内容統一性確保と規制適合性の保証
セーフガード情報の保護	10 CFR § 73.21, § 73.57	セーフガード情報の区分とその保護の徹底	[事業者] ・セーフガード情報の区分・管理 ・PADSを利用した情報アクセス有資格者の選別 ・アクセス時チェック ・訓練の実施 ・資機材供給者に対するプログラム策定要求と監査 [発電所運営会社等] ・情報区分のためのフローチャート, チェック項目の提供
機微な非セーフガード情報の保護	RIS 2005-26 RIS 2005-31	事業者が NRC に提出した、セーフガード情報に該当しない機微情報が情報公開請求を通じて一般公開されることの防止	[事業者] ・NRCのスクリーニング基準に基づく機微情報の区分と管理 ・NRC提出文書等へのマーキング

研究報告 Y07011	キーワード：核テロ，内部脅威，セーフガード情報，セキュリティ・クリアランス，個人情報保護法
担当者	田邊 朋行（社会経済研究所 エネルギー技術政策領域）
連絡先	（財）電力中央研究所 社会経済研究所 Tel. 03-3480-2111(代) E-mail : src-rr-ml@cripi.denken.or.jp